

## 一般財団法人札幌市交通事業振興公社タッチ決済乗車取扱規則

(目的)

第1条 この規則は、一般財団法人札幌市交通事業振興公社（以下「当公社」という。）の軌道運送事業による旅客運送における、タッチ決済機能のあるクレジットカード、デビットカード及びプリペイドカード、これらの機能を有するモバイル端末その他これらに準ずるもの（以下これらを「クレジットカード等」という。）を媒体とした乗車券による乗車に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「タッチ決済」とは、近距離無線通信規格のNFC（Type A/B）を活用したEMVコンタクトレス決済をいう。
- (2) 「管理サーバ」とは、タッチ決済乗車券の識別番号、乗車情報、商品内容等を管理するサーバをいう。
- (3) 「タッチ決済乗車券」とは、クレジットカード等を媒体とした、管理サーバにより保持する暗号化された各媒体の識別番号、乗車情報等を組み合わせた乗車券をいう。
- (4) 「読取機」とは、路面電車（以下「電車」という。）の車内に設置されたクレジットカード等からタッチ決済乗車券の情報を読み取るための装置をいう。

(適用範囲)

第3条 タッチ決済乗車券による旅客の運送等については、この規則の定めるところによる。

- 2 この規則に定めのない事項については、法令、当公社の路面電車旅客営業規則（以下「営業規則」という。）及びクレジットカード等の発行者が定める規程等の定めるところによる。
- 3 当公社は、この規則を相当な範囲で変更することがある。この場合、変更の時期及び変更内容を当公社ホームページに掲載する。

(旅客運賃の支払)

第4条 タッチ決済乗車券により乗車する者（以下「利用者」という。）は、降車するときに読取機により、大人普通旅客運賃の1名分についてタッチ決済を行うものとする。

- 2 前項の旅客運賃支払い以外の場合、利用者は降車するときに乗務員に申告し、乗務員が金額を設定した後に読取機により、タッチ決済を行うものとする。

(旅客運賃)

第5条 タッチ決済乗車時に適用される旅客運賃は、営業規則第15条に定める普通旅客運賃又は営業規則別表1に定める割引旅客運賃とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までのうち、午前3時から翌日午前2時59分までの間（以下「1日」という。）に同一のクレジットカード番号かつ同一のタッチ決済乗車券を利用して乗車した大人普通旅客運賃の総額が営業規則別表1に定めるどサンこパスの運賃（以下「どサンこパス運賃」という。）に相当する額を超える場合における当該利用者の当該1日の旅客運賃は、どサンこパス運賃に相当する額とする。ただし、大人普通旅客運賃を同時に2名分以上でタッチ決済した場合、どサンこパス運賃に相当する額として適用される範囲は、大人普通旅客運賃1名分のみとする。

- 3 旅客運賃は、利用者が読取機による処理を受けて降車した後、クレジットカード等の発行者から当公社が立替払いを受けるものとする。
- 4 前項の立替払いに係る金銭債権について、クレジットカード等の発行者は、当該金銭債権の債務者である利用者に対して、求償債権を取得するものとする。
- 5 タッチ決済による乗車により発生する金銭債権は、1日ごとに集計するものとする。
- 6 前項の金銭債権の請求方法は、クレジットカード等の発行者が別に定めるものとする。
- 7 電車の路線と札幌市交通局の高速電車の路線又は他企業指定路線との連絡運輸は適用しないものとする。

(制限事項)

第6条 1回の乗車につき、2以上のタッチ決済乗車券を同時に使用することができない。

- 2 タッチ決済乗車券は、他の旅客運賃支払い方法と併用して使用することができない。
- 3 タッチ決済乗車券は、クレジットカード等の発行者が使用の制限又は停止を行った場合には、使用することができない。
- 4 タッチ決済乗車券の破損、読取機の故障、停電等によりタッチ決済乗車券の情報の読取りが不可能となったときは、タッチ決済乗車券を使用することができない。
- 5 有効期限の定めのあるクレジットカード等は、当該有効期限後にタッチ決済乗車券として使用することができない。
- 6 タッチ決済乗車券は、乗車以外の目的で使用することができない。
- 7 利用可能枠があるクレジットカード等は、利用可能枠を超えた場合には、タッチ決済乗車券として使用することができない。

(乗車区間等の制限)

第7条 管理サーバに障害が発生したことによりこの規則による取扱いが不可能となったときその他旅客の輸送の円滑な遂行を確保するために必要があると認めるときは、当公社は、タッチ決済乗車券に係る取扱いに関し、乗車区間、乗車方法又は乗車する電車の制限をすることができる。

- 2 前項の規定による制限については、当公社は、その責めを負わない。

(不正使用)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合はタッチ決済乗車券を無効とする。

- (1) クレジットカード等に名義人が存在する場合において、当該名義人以外の者が当該クレジットカード等をタッチ決済乗車券として使用したとき。
- (2) 偽造され、変造され、又は不正に作成されたタッチ決済乗車券を使用したとき。
- (3) その他不正乗車的手段としてタッチ決済乗車券を使用したとき。

(旅客運賃の追徴)

第9条 前条各号のいずれかに該当する場合は、その不正使用に係る乗車に応じた回数、相当区間を乗車したものとして、当該乗車に係る旅客運賃及びこれと同額の割増旅客運賃を合わせて徴収する。

- 2 前項の割増運賃の徴収に当たって、旅客運賃を免れようとする意思がないことが明らかなきその他特別の事由があると認められるときは、当公社は割増旅客運賃の全部又は一部を免除することができる。

(電車が運行を中止した場合の取扱い)

第10条 利用者は、電車に乗車後に、災害その他やむを得ない事情により電車が運行を中止（一部

区間の運行中止を含む。) したときは、次の各号に定めるいずれかの取扱いを請求することができる。

- (1) 運行を中止した地点における無賃での降車
- (2) 当該乗車を開始した停留場までの無賃送還
- (3) 当社が手配した交通機関による振替輸送

2 前項の規定は行事の開催等のため、あらかじめ電車を運行中止とすることとしている場合であって、これを相当の期間において一般に周知しているとき及び電車の運行中止について責任のある旅客には適用しない。

(利用履歴の確認)

第11条 利用者は、管理サーバと接続するWebサイト等でタッチ決済乗車券の利用履歴を確認することができる。

(免責事項)

第12条 タッチ決済乗車券において生じた、クレジットカード等の発行者に起因する利用者の損害又はクレジットカード等の発行者のサービス機能に関わる利用者の損害については、当社はその責めを負わない。

2 この規則に定めのない、タッチ決済乗車券を利用したサービスに関して生じた利用者の損害については、当社はその責めを負わない。

#### 附 則

この規則は、令和8年4月27日から施行し、同日における始発以降の電車による旅客の輸送について適用する。